

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税 務 課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法施行規則第三十四条の七第二項の規定による重度訪問介護に係る障害者自立支援法第二十九条第一項の指定を受けたものとされた事業者	()	一
○肥料の登録有効期間の更新	(農産園芸環境課)	二
○肥料の登録事項の変更	()	二
○肥料の登録の失効	()	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○道路の区域変更(六件)	(道 路 課)	三
○道路の供用開始(三件)	()	三
○平成十六年宮城県告示第八百六十三号(風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく公団等の指定)の一部改正	(都市計画課)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可	()	五
○土地改良区役員の退任の届出	(栗原地方振興事務所)	六
○土地改良事業の完了の届出	(登米地方振興事務所)	六
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○警備業法第二十一条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	()	六

告 示

○宮城県告示第三十五号
宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四百九十九条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十年一月十八日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日
株式会社遠藤油店 代表取締役 遠藤淳七郎 遠藤淳七郎 平成十九年十一月二日

○宮城県告示第三十六号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年一月十八日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五三〇〇三九一	沖野訪問介護サービス 又 仙台市若林区沖野七丁目九・九十	居宅介護	有限会社沖野電気工事	平成二十年一月一日

○宮城県告示第三十七号
障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十四条の七第二項の規定により障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定を受けたものとされたので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	指定年月日
〇四一五三〇〇三九一	沖野訪問介護サービス 仙台市若林区沖野七丁目九・九十	有限会社沖野電気工事	平成二十年一月一日

○宮城県告示第三十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
平成十九年 十月十日	第四四六号	副産石灰肥料	45・0かき副 産石灰南三陸1 号				四五・〇	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	遠藤文吾	本吉都南三陸町志津川字 大久保百六十八	平成二十二年 十一月十七日
平成十九年 十二月十四日	第四三五号	加工家きんぶん 肥料	加工家きんぶん 有機肥料1号	三・〇	四・〇	二・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	片倉チックカリン(株)	東京都千代田区九段北一 丁目十三番五号	平成二十三年 二月二十五日

○宮城県告示第三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更事項	変更のあった事項	変更後	変更年月日
第三三九号	消石灰	70消石灰	トキワタンカル工業(株) 仙台市太白区中田町字杉ノ下十三番地一	主たる事務所の所 在地	仙台市青葉区上杉一丁目八番十九 号	仙台市太白区中田町字杉ノ下十三 番地一	平成十九年 五月二十四日
第三四〇号	消石灰	65消石灰					
第三四一号	炭酸カルシウム 肥料	53炭酸カルシ ウム肥料					

○宮城県告示第四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日 平成十九年 八月二十日	登録番号 (宮城県) 第三二八号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 8・0魚かす粉	窒素全量 八・〇	りん酸全量 四・〇	加里全量	保証成分量(%) アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称 新実水産工業㈱	生産業者の住所 多賀城市栄一丁目七番四十号
-------------------------	------------------------	----------------	------------------	-------------	--------------	------	-------------------	--------	----------------------------	--------------------------

○宮城県告示第四十一号

県宮東大崎地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年一月十八日から平成二十年二月十五日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 奥松島松島公園線
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
宮城県松島町高城字町東二〇番三地先から 同町磯崎字磯崎二番一〇地先まで	前 後	一〇・六 一四・八	三三〇・〇 三三〇・〇
	後 前	一〇・八 二七・四	三三〇・〇 三三〇・〇

○宮城県告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
宮城県七ヶ浜町字宮前一九番一地先から 同町吉田浜字宮前一一番地先まで	前 後	九・五 二〇・〇	三八〇 三八〇
	後 前	一三・四 一三・〇	三八〇 三八〇
宮城県七ヶ浜町吉田浜字野山五番二七七地先から 同町吉田浜字野山五番二七七地先まで	前 後	一五・〇 一八・八	二〇・五 二〇・五
	後 前	一五・八 二〇・六	二〇・五 二〇・五

○宮城県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 碓石富岡線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の区間		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
柴田郡川崎町大字支倉字日向五七番一地从先から	前	後	一〇・〇	六六〇・〇
	後	前	二二・三	六六〇・〇
同町大字支倉字塩沢一〇番二地先まで	前	後	一一・五	六六〇・〇
	後	前	二二・三	六六〇・〇
柴田郡川崎町大字支倉字川口前六一番三地从先から	前	後	一七・八	一、六五〇・〇
	後	前	二二・三	一、六五〇・〇
同町大字支倉字金田四三番一〇地先まで	前	後	一三・二	一、六五〇・〇
	後	前	二二・三	一、六五〇・〇

○宮城県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県石巻土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南鳴瀬線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前		
	後		

東松島市大塩字中沢一三七番一地从先から
同市大塩字中沢一三七番一地先まで

変更の区間		前	後
		二二・三	一六・三
		二八・〇	二八・〇
		四一・六	四一・六

○宮城県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 寄井蔵王線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の区間		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
柴田郡村田町大字沼辺字竹の内前三〇九番一地从先から	前	後	一〇・五	一〇五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	前	一〇・五	一〇五・〇	
同町大字沼辺字竹の内前二〇番一地从先まで	前	後	一四・五	一〇五・〇	
	後	前	九・五	九七・五	

○宮城県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 半田山下線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市藤田字峠二番一地从先から 同市藤田字峠一六四番二地先まで		前 後	五・〇 三三・〇 六・〇 三六・五	二〇五・〇 二〇五・〇

○宮城県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	南蔵王七ヶ宿線	刈田郡七ヶ宿町字柏木山二九五番四地从先から 同町柏木山二九三番一地从先まで	平成二十年一月十八日

○宮城県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	寄井蔵王線	柴田郡村田町大字沼辺字竹の内前三〇九番一地从先から 同町大字沼辺字竹の内前一二〇番一地从先まで	平成二十年一月十八日

○宮城県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	半田山下線	角田市藤田字峠二番一地从先から 同市藤田字峠一六四番二地先まで	平成二十年一月十八日

○宮城県告示第五十一号

平成十六年宮城県告示第八百六十三号（風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく公団等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年二月一日から施行する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

○宮城県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
栗原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
築館都市計画道路事業

- 2 名称
三・四・四号 一迫南線

- 三 事業施行期間
平成十九年二月六日から平成二十四年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分
平成十九年宮城県告示第百十三号の事業地を変更する。

- 2 事業地

- 3 事業地

- 4 事業地

- 1 収用の部分
平成十九年宮城県告示第百十三号の事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

○宮城県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年一月十八日

宮城県栗原地方振興事務所

所長 千葉 宇 京

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成十九年十二月二十六日	菅原 正賢	栗原市瀬峰藤沢字柴ノ脇十番地一	理事

○宮城県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年一月十八日

宮城県登米地方振興事務所

所長 佐々木 孝 行

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日
登米市	山成地区	元気な地域づくり交付金事業	平成十九年三月十六日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年一月八日その工事を完了した。

平成二十年一月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
遼田郡美里町北浦字谷地百一番一、百三番一及び
百四番一

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

遼田郡美里町北浦字谷地百一番地
有限会社びじのびるふじアール

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年1月18日

宮城県公安委員会

委員長 檜 山 公 夫

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- (2) 実施期日

平成20年2月13日（水）から同月15日（金）までの3日間（同月13日及び同月14日は午前9時30分から午後3時50分まで、同月15日は午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時35分から修了検査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会 電話022-371-0310

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講申込日において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）

<p>に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 平成20年1月22日（火）から2月4日（月）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面 1通</p> <p>(イ) 前記4(1)に該当する者 最近5年間に、3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(ロ) 前記4(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ハ) 前記4(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>(ニ) 前記4(4)に該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p>	<p>(ホ) 前記4(5)に該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき14,000円</p> <p>の宮城県収入証紙により申請時に納付してください。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しません。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活安全企画課（電話番号022-221-7171 内線3033）</p>
--	---